

こけ山入山に伴う留意事項及び誓約書（一日券）

入山日	①	令和5年	月	日	()	入山日	②	令和5年	月	日	()
入山日	③	令和5年	月	日	()	入山日	④	令和5年	月	日	()
入山日	⑤	令和5年	月	日	()	入山日	⑥	令和5年	月	日	()
入山日	⑦	令和5年	月	日	()	入山日	⑧	令和5年	月	日	()
入山日	⑨	令和5年	月	日	()	入山日	⑩	令和5年	月	日	()

私は、下記留意事項及び誓約事項を遵守し、これに違反したときは、入山を禁止されても異議申し立ていたしません。

- ・入山期間は令和5年9月24日（日）から令和5年11月14日（火）までとします。
- ・入山時間は日の出から午後3時とします。
- ・林道（地図の青線）は車両の通行は可能です。それ以外の道は徒歩でお願いします。
- ・入山時の車両の損傷について、御嵩町は責任を負いません。
- ・「御嵩町暴力団排除条例」を準用し、必要な措置を講ずる場合があります。
- ・中学生以下の入山は大人同伴で入山をお願いします。保護者として、けがや道に迷うことのないよう注意してください。（大人1人につき中学生以下2人まで入山可とします。）
- ・林内では森林施業及び森林ボランティア等の出入りがありますので、車両の通行にご注意ください。
- ・車両で入山の方は「入山許可証」を車両の前面に出してください。
- ・入山するには「入山券」を衣服の上の分かりやすいところに装着してください。
- ・下山後「入山券」「入山許可証」は入山者で処分してください。
- ・不正な入山を禁止するため、区域内のパトロールを実施します。パトロール実施者より「入山券」の提示を求められましたら、速やかに提示をお願いします。
- ・山にトイレはありませんので、入山前に済ませてください。
- ・健康・体調面が不安な方の入山はご遠慮ください。
- ・蜂や蛇等にご注意ください。
- ・台風等による大雨の際には危険ですので入山はご遠慮ください。また林道の倒木にはご注意ください。
- ・万一事故等が発生した場合は、御嵩町が加入する保険の適用範囲のみが補償対象となります。
- ・他のきのこ類を採取し、それを原因とする食中毒が発生しても、御嵩町は責任を負いません。
- ・入山日を変更する場合は、希望日から起算して4日前までに御嵩町役場に「入山券」「入山許可証」を持参し変更の手続きを行ってください。但し1日の入山者数に限りがありますので、希望に添えない場合があります。
- ・地図をよくご確認ください、他人の土地や入山が規制された区域には絶対に入らないでください。（こけ山区域は林道や谷、現地にテープで表示された区域内となります。）
- ・林内は火気厳禁とし、万一入山者の過失によって火災が発生した場合は、全てその責を負うものとします。
- ・林道栢森線、谷山線に消毒施設を設置しております。CSF（豚熱）拡散防止のため消毒の実施をお願いします。

●誓約事項

- ・入山日は厳守します。
- ・こけ山までの進入路が確保できなくても、現状のままで異議申し立てしません。
- ・松茸の収穫量については自然に由来するものと理解し、異議申し立てしません。
- ・車両の盗難、交通事故については当事者で解決します。
- ・入山者同士の紛争は当事者同士で解決します。
- ・「入山券」に対する料金を納付後は、いかなる理由があっても既に納めた代金の払い戻しの要求はいたしません。
- ・ゴミ、空缶等は必ず持ち帰ります。
- ・自力により林内へ入山及び下山を行います。
- ・鎌、草刈り機等による地表面削り及び木竹の伐採は行いません。
- ・駐車する際には他の通行車両に配慮します。
- ・「入山券」を代理で購入する場合は、私からこけ山入山券使用者に留意事項及び誓約事項について説明し、御嵩町に異議申し立てをさせないことを約束します。
- ・CSF（豚熱）拡散防止のため消毒を実施し入山、下山をします。
- ・その他管理者からの指示には従います。

令和 年 月 日

こけ山入山券入山（購入）者

住所 _____

氏名（署名） _____

自宅の電話番号 _____

携帯電話の番号 _____

【こけ山入山券を代理で購入する場合】

令和 年 月 日

こけ山入山券を代理購入する場合の入山券使用者

住所 _____

氏名 _____

自宅の電話番号 _____

携帯電話の番号 _____